血液製剤によるHIV(エイズウイルス)感染薬害に関する質問主意書

出者 枝野幸

提

男

血 液製剤によるH I V (エイズウイルス) 感染薬害に関する質問 主意書

在、 な薬害が起こったのかという事実関係の究明が大前提であることはいうまでもない。 であるが、 血 原告• 液製剤による血 立法府としてもかかる薬害の再発防止に全力をあげる必要がある。 被告が和解 友病患者 の話し合いを行っている段階である。 の H Ι V <u>(</u>エ イズウイルス) 感染薬害訴 刻も早い解決と被害者 訟 は、 そのためには、なぜこのよう 裁判 所 の和 多くの被害者の方が望 の救済を強く望むも 解勧告を受け、 現

そこで、 以下のとおり質問する。

事実の究明とその事実への反省にもとづいた再発防止であると考える。

んでおられるのも、

- 当時の厚生省の情報収集体制について
- 1 か 八三年当時、 当該部署では 政 の府にお C D C 1 て、 (アメリカ国立防疫センター) 生物 製剤の 副作用に関する海外の文献をチェックしていた部署はどこ 週報」を入手してい たか。
- 2 八三年三月発行のアメリカ国立防疫センター C D C 週報に 「血友病患者のエイズウイルス感染は
- 血液製剤が原因とみられる」との記述があるのは事実か。
- 3 その情報を厚生省として入手したのはいつか。

- 一 米国トラベノール社(当時)と厚生省との交渉について
- 1 八三年三月、 来日したトラベノール社幹部と、 加熱製剤 の輸入について厚生省が折衝した事実は ある
- か。 あるとすれば、 厚生省の担当者は誰 か。 またその日時はいつか。 場所はどこか。
- 2 八三年五月、トラベノール社と同様の折衝をした事実はあるか。 あるとすれば、担当者は誰か。 また
- その日時はいつか。場所はどこか。
- 3 トラベノール社とのこれらの会合は合計何回あったのか。 これらの会合は公式なものか、 非公式なも
- のか。また、資料は残っているのか。
- 4 その 際、 厚生省 の担当者はトラベノー ル社に対し中央薬事審議会への輸入承認 の申請を促さなかった
- のか。促さなかったとすればなぜか。
- 5 トラベノール社が「エイズ感染者の供 血で血液製剤がつくられ、 その一 部が日本にも輸入され ている
- こと」をロット番号も明記した上で報告しているのは事実か。 事実とすれば日時はいつで、受け付けた
- 担当者は誰か。報告書は残っているのか。
- 6 報告を受けたことが事実とすれば、どのような対応をしたのか。

7 なかったとの報道がなされている。 弁等で述べ トラベノール社 この 件を てい Ā るが、 0 Ι 回 D S 収報告書を「今、 九四 の実態把握に関する研 年二 一月六 誰に対して、どのような調査をした上で、 日 放送の 初めて見ました。」と語っており、 究班」 N H K に報告したかどうか 「埋も、 れ たエイズ報告」 確認できないと厚生委員会の答 他の委員 で 研· 確認できないのか。 究 も全員 班 \mathcal{O} 塩 が Ш 事実を、 優 委員 当然 知 は

8 れ ば、 また、 その この件を一般・マスコミ及び医師、 理由 は 何 か。 血友病患者などには公表したのか。 公表をしなかったとす

報告すべきであったと思うが、

現在はどう考えるか。

9 と記 放送の 司 課長 この 憶は Ń が 件を公表 相談 してい Н K L 埋 たのは ま しないことを決定した らせん。 もれたエイズ報告」で、「この事例について、どういうふうに話し合ったか、 誰 か。 しかし、 その事実が 私が個 のは 確認できないとすれば、 人的に判断するということありませんね。」と述べている。 誰 \mathcal{O} 判断 か。 郡 司 生物製剤課課長 職制上相談すべきなの (当時) は 九 は誰 四年二月六日 か。 ちよ 郡 0

10 れ は私に聞 この 件につい かれてもね。 て N H K それはだって直接の研究班 の同 番組 において、 郡司課長の上司にあたる持永和見薬務局長 の所管は、 それは生物製剤課長なんですから、 (当時) は それ 「そ

は 私 に聞 ごかれても何とも申しあげられません。」と述べているが、 厚生省としてもこの件を本人に確認

L 7 V る \mathcal{O} か。 確 認 してい ないとすれば、 今後 確認する考えはあるか

三 「AIDSの実態把握に関する研究班」について

1 八三年六月、 厚生省が設置した「AIDSの実態把握に関する研究班」(以下エイズ研究班)のメン

バ ーは誰か。 また、 メンバ ーの選考は、 誰がどのような観点で行ったのか。

2 工 イズ研究班 の会合は何回、い つ開催されたのか。 会合ごとのメンバー及びメンバー以外 (厚生省の

担当者を含む)の出席者は誰か。

3 工 イズ研究班 は 非公式な会合を行っていたの か。 行っていたとすれば、 その日時とそれを非公式にし

た理由は何か。

4 工 イズ 研究班 の会合における議 事 録、 議事メモ及び配 布資料はあるのか。 ないとすれば、 どのような

調 査 一の上でないと述べているのか、 調査 の経緯、 資料がない理由を述べよ。そうした資料の管理責任者

は誰か。

5 また、 九四年二月六日放送のNHK 「埋もれたエイズ報告」 の画面に映し出されている資料は、 配布

資料ではないのか。

6 工 イズ 研 究 班 は 中 間 報告書、 最終報告書を出しているか。 それらは公表されてい るか。 もし作り -成され

ていないとすれば、作成しなかった理由は何か。

四 いわゆる「スピラ認定」について

1 先日一一 月八 日 の衆議院厚生委員会 (以下厚生委員会) での私の質問に対する厚生省の答弁 (以下答

弁 によれば、 アメリ カ国立防疫センター (CDC) のスピラ博士 がエイズ研究班 の一 部メンバーや厚

生省薬務局 生物製剤課 郡 司 、課長ら厚生省の担当者と意見交換の会合 (以下会合) をもったとのことであ

る。 L か Ļ 場 所や日 時 は 確認 できないとのことである。 これらの点、 再度確認 認 できない か。 t

L

確

認

できないとすれば、 どのような 調 査 によって確認できな 1 0) カュ 明ら ゕ に せ よ。

2 会合の 出席者 は 誰 か。 厚生省、 エ イズ研究班メンバー、 C DCそれぞれについて答えよ。 全員 が 確 認

できない 、場合は、 確認できる者だけでも答えよ。 また、 安部英エイズ研究班班長は、 八七年一一 月に 発

行された 「臨床成 人病一七巻一一 号 の中で、 「実は一九八三年に国際免疫学会議が、 京都 で開 催され

まして、 世界から免疫学の大家が沢山こられ、 なかには A I DSの患者を沢山みておられる方も多くこ

前 寄 られました。そこで、この会議に出席されましたCDCの 問 ってもらい この会合と思われるがどうか。そうだとすれば、 わたしたちに所見を述べたり、 報告をしてい もう一人のCDCの専門家とは誰か。 A I ただきました。」 Ď Sの専門家のお二人の方に東京 と述べてい る。 口 この会合は に立ち ス 博

士

ではないの

か。

3 В 患者の症例について議 会合において、 どのような資料を提供したかについては確認できないとのことであるが、 八三年七月のエイズ研究班においてエイズであることが否定された帝京大学の血友病 論があったとのことが厚生委員会で答弁されている。 その時どのような説 誰にどのように調 査 明を

確

認できないと述べてい

る

のか。

4 は L 口 との た症 1 厚生委員会での答弁に ĸ 疑問が示されたとのことであるが、 剤が投与されていたことから八二年に設定された米国CDCのエ 例をアメリカでは エイズと認定していると述べたのに対し、 よれば、 会合にお 誰がこうした疑問を示したのか。 いて、 スピラ博士が帝京大学血 当該. イズ診断基準に合致 症例には 友病患者の症例に対 また、 免疫抑 この 疑問 制 の多量 しない に関 し \mathcal{O} スピ ので ステ

ラ博士

の説得力のある回答がなかったとのことであるが、

当時エイズ研究者の先端の一人であったと思

わ れるスピラ博士 の見解を、 誰がどのような根拠で説得力がない ・と判断 L た 0 か。

5 は また、 「スピ ラ 氏 九 四 がが 年二 認 月六 めても目 日 放送の 本のエイズと認めてよいかは別」 N Н K 埋 ŧ れ たエ イズ報告」 と述べているが、これはどういう意味 で当 時 \mathcal{O} 厚 生省! 保健 情報 課 **以長森尾** 真介氏 か。

れ

は厚生省としての

公式見解

か。

6 で、 言わ ベ \mathcal{O} てい はなぜか。この件に関 会合においてのスピラ博士の認定、 スピラ氏のエ れ ま るが、ここで述べられている厚生省のご意向、 せせ んし、 厚生省のご意向も十分くまなければ イズ認定に対し į 安部英氏は、 「とにかく私としては委員の皆さんの承認がないことには もし認定とは判断しなかったとしてもこの見解を公表しなかった 八七年一一月に発行された なりませんし、 つまりスピラ博士の認定を認め たい 「臨床成人病一七巻一一 ^ ん苦慮しましてね。」 な 1 、又は、 Y 号 公表 ESとは と 述 こしな の 中

7 帝京大症例がCDCの В 患者 裁 判 の症例について「八三年八月末頃には右研究班における検討ではエイズと断定できないとされ 所はさる一○月六日に出された スピラ博士によってエイズと判断され、 「和解勧告に当たっての所見」において、この帝京大学の血友病 国内においてもすでにエイズに罹患した た

1

というような意向を安部氏に伝えたことは

あるか。

血. 友病患者が出たことが 判明 したのである。」と認定し、 厚生省がこの症例をエイズと認識 したとの判

断をしているが、この点をどのように考えるか。

8 症 例 |は結| 局 八五年五月にエイズとして公表したものであるが、 なぜ八五年三月の第 号認 定 症 例

と 同 時 に発表しなかったのか。この症例を厚生省としてエイズと認定したのはいつか。 どの会議 にお 1

てか、 会議でないとすれば誰の判断 か。 この判断の際、 八四年八月にエイズと認定しがたい理由とされ

たステロイド剤投与の件はどのように判断されたのか。

9 八五年三月の 工 イズ第一号認定患者 (米国在住 のアーティスト) は現在でも生存しているのか。 生死

を 確 認したことは ある \mathcal{O} か。 あるとすれば、 その 確 認 方法は。 生存しているとすれば、 どこにか。 死亡

しているとすれば、いつ、どこでか。

五 CDCローレンス博士と意見交換を行った旨の報道について

九 四年二月四日付 :けの毎日新聞によると「八三年八月二九日にエイズ研究班の厚生省内の会議でロ]

ス 博士 が 製剤の危険性を指摘した」旨記載されている件に関して、 厚生委員会においては、 当 時 \mathcal{O} 担 · 当

者や研究班のメンバーに確認したが記憶にないとの答えであったとの答弁であった。 誰が いつ誰 に確 認し

たのか、 詳しく明らかにせよ。 また、 ローレンス博士がなかった会合をあったと述べる合理的な理 由 [は考

えにくい が、 口 レ ンス博士本人には 確 認 し たの か。 確認したとすれば、 どのような答えだったの か。 確

認していないとすれば、それはなぜか。

六 加熱製剤販売開始後の非加熱製剤の扱いについて

1 八五年八月の加熱製剤の販売開始以降も、 危険な非加熱製剤の回収、 販売禁止等の通達を出さなかっ

たのは事実か。事実とすればなぜか。誰の判断か。

2 非加熱製剤のその後の法的な位置づけはどうなっているのか。 例えば、 現在、 販売しようと思えば、

できるのか。できなくなっているとするとどの時点からか。

七 厚生省職員のミドリ十字への天下りについて

本問題の背景に厚生省と血 液製剤の最大手ミドリ十字との関係が指摘されているが、 厚生省に在籍した

ことのある職員で八〇年から九五年にかけてミドリ十字の役員、 社員となったものの氏名と厚生省におけ

る最終役職、 及びミドリ十字における八〇年から九五年にかけての役職を答えよ。

右質問する。